

議案第 1 3 9 号

前橋市防災会議に関する条例の改正について

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市防災会議に関する条例の一部を改正する条例

前橋市防災会議に関する条例（昭和 3 8 年前橋市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、同項第 7 号中「関係地方公共的機関」を「指定地方公共機関の職員」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

第 3 条第 6 項中「第 4 号」の次に「、第 5 号」を加え、「第 7 号及び第 8 号」を「第 8 号及び第 9 号」に改め、「8 人以内」の次に「、1 人」を加え、同条第 7 項本文中「第 5 項第 7 号及び第 8 号」を「第 5 項第 8 号及び第 9 号」に改める。

第 4 条第 2 項中「関係地方行政機関の職員」の次に「、陸上自衛隊の自衛官」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。